

1. 議事日程

(平成20年第1回安芸高田市議会3月定例会第15日目)

平成20年3月4日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第67号 安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例

日程第3 議案第68号 平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
6番	川 角 一 郎	7番	塚 本 近
8番	赤 川 三 郎	9番	松 村 ユ キ ミ
11番	藤 井 昌 之	12番	青 原 敏 治
13番	金 行 哲 昭	14番	杉 原 洋
15番	入 本 和 男	16番	山 本 三 郎
17番	今 村 義 照	18番	玉 川 祐 光
19番	岡 田 正 信	20番	亀 岡 等
21番	渡 辺 義 則	22番	松 浦 利 貞

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	児 玉 更 太 郎	副 市 長	藤 川 幸 典
総務企画部長	新 川 文 雄	政策推進部長	田 丸 孝 二
市民生活部長	平 下 和 夫	福祉対策推進部長 兼福祉事務所長	廣 政 克 行
地域経済推進部長	清 水 盤	産業建設部長兼 公営企業部長	金 岡 英 雄
教 育 長	佐 藤 勝	教 育 次 長	益 田 博 志
消 防 長	竹 川 信 明	八千代支所長	榎 原 秀 克
美土里支所長	清 水 勝	高宮支所長	近 藤 一 郎
甲田支所長	垣 野 内 壯	向原支所長	田 口 茂 利
総務課長	高 杉 和 義	行政経営課長	森 川 薫
会計管理者	立 田 昭 男	教育参事兼安芸高田 少年自然の家所長	永 井 初 男

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（3名）

事務局 長	増 本 義 宣	議事調査 GL	児 玉 竹 丸
書 記	倉 田 英 治		

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

- 松浦議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、
3番 田中常洋君、4番 加藤英伸君を指名いたします。

- ~~~~~○~~~~~
- 松浦議長 ここで、本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、
ご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長
杉原 洋君の報告を求めます。

- 杉原委員長 議長。
失礼いたします。過日、議会運営委員会を開き、本定例会の運営に
ついて協議いたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたの
で報告いたします。

執行部から、議案第67号、安芸高田市教育委員会委員の定数に関
する条例ほか4件の議案を上程したい旨の申し出がありました。

協議の結果、追加議案のうち、議案第67号の条例案及び議案第6
8号の補正予算案につきましては、本日4日に上程し、議案第67号
の条例案については、提案理由の説明・質疑の後、文教厚生常任委員
会に付託することといたしました。そのため文教厚生常任委員会を本
日、本会議終了後に再度開会していただくことといたします。また、
議案第68号の補正予算案につきましては、委員会付託を省略するこ
とといたしました。

なお、議員報酬削減にかかる案件につきまして、整いましたら最終
日に発議案件として上程される予定となっております。

その他の任命同意案件3件につきましては、最終日3月14日に上
程し、委員会付託は省略して審議することといたしました。

以上、報告といたします。

- 松浦議長 追加議案の審議については、ただいまの委員長報告のとおりといた
します。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第67号 安芸高田市教育委員会委員の定数に関  
する条例

- 松浦議長 日程第2、議案第67号、安芸高田市教育委員会委員の定数に関す  
る条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明

を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長

議長。

議案第67号、議案名が、安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例でございます。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を行い、平成20年4月から都道府県並びに市の教育委員にあつては、多様な地域住民の意向を教育行政に一層反映することができるよう、委員の数の弾力化が図られ、地域の実情に応じて6人以上の委員をもって組織することができることとされたため、合併以来5名としておりました教育委員の定数を6名とする条例を新たに制定するものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

19番、岡田正信君。

○岡田議員

せんだっての全員協でも話をされましたが、資料に基づいてお尋ねしますと、教育基本法が改正されたということで、この資料では教育三法の改正、それから学校の教育法、これは現状のままで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正と、ここからこの問題が教育委員会における地方分権の推進の大きく印刷でクローズアップされているところから、傍線を引かれまして、教育委員会の弾力化というところまでできていますが、要は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、このところが変わったと思うんです。

これまでは保護者代表を入れることができると、今度は入れなくてはならないと、このように変わったと私は思っていますが、そのところの肝心の、法律の改正のところが説明では抜けていますが、その点はなぜそのように抜けているのかお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長、益田博志君。

○益田教育次長

ただいまの岡田議員のご質問にお答えいたします。

今回、条例の制定を提案させていただいておりますのは、議員が先ほど申されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づくもので、まず教育委員の人数につきましては、この地教行法によりまして5名となっております。それを今回の改正で6人以上にすることができるというのが、地教行法の第3条に定めてあります。これに基づき、まず条例によりまして委員の定数を定めるものでございます。

その次に、委員からご指摘のありました地教行法の第4条の4項に保護者を1名以上含まれるようにしなければならないという義務化が

されております。以前は努めなければならないということでの努力項目でしたが、今度は義務化ということでございまして、定数と保護者、委員の中に保護者を入れるというのは別の条項でございまして、今回の定数を定める条例につきましては、そのことには触れておりません。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番、明木一悦君。

○明木議員

今の説明を聞きますと、今回の条例案では保護者に関しては入れないということで考えられているのでしょうか。

今の説明であれば、人数をふやしただけで、そこには触れていないと言われましたが、であれば保護者を入れないということでされているのでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。  
教育次長、益田博志君。

○益田教育次長

ただいまの明木議員のご質問にお答えいたします。

私が申しましたのは、今回提案させていただいております条例の定数についてのご説明をさせていただいたもので、今議員のお尋ねの件は、この条例のことではなく選任の件でございまして、選任につきましては、今回提案しております条例とは関係していませんので、説明を省かせていただいたわけで、今誤解をされていると思いますので、選任の方につきまして少し詳しく説明をさせていただきます。

今回の条例とは関係ないので、先ほども申しましたように説明は省かせていただきましたが、選任につきましては先ほど申しましたように地教行法の第4条の4項の改正で、保護者を選任しなければならないということで義務化されたというように申しましたが、選任の方法につきましては、最初の選任のときに保護者が1名含まれるようにしなければならないというようになっておりますので、次の選任のときにおいて、1名が選任されるというようにご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

1番、明木一悦君。

○明木議員

今回のこの条例改正は、法に基づいて行われていると思うんですけど、6人にふやすということで、選任について答弁いただきましたように、保護者を入れていくという考え方ということで今お伺いさせていただきました。それについて少し質問をさせていただきたいと思っております。

このたびの教育委員会の保護者の登用に関してですが、人数を今回

ふやしたということにかかわってくる問題ですが、これは市で所管する小中学校の教育行政全般にとっては非常に大切な問題で、大きなことではないかと考えますが、なぜ、2月定例会の初日に提案が行われなかったのか。それから、教育行政で重大な問題であります、以下は今回の選任にあたるとはいえ、やはり保護者の選任を義務づけられたということで、それを選任していくわけですが、市長が訴えられています協働のまちづくりという観点からいくと、やはり保護者の意見等も聞き入れていくことが、また学校現場、学校の関係者などの話を聞いた上で、現状を調査した上で、それを選任されていくことが必要だと考えますが、そのあたりはどのようにお考えなのか。

また、先日全員協議会でこれに関しては、やはり市のPTA連合会などがありますので、そこと協議をした上でやってはいかがかということをご提案させていただいています。そのとき、最初に市長は私の権限でこれを選任できると言われましたけど、その後話をするかどうか考慮したいというふうにも答弁をいただいたと思っていますので、その件についてお伺いします。

それから、広島県、この近隣における市町の状況は、どういう状況にあるのかお伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

まず初めに市長、児玉更太郎君。

○児玉市長

私がお答えする以外のことは、教育委員会の方からまたお答えをしていただきたいと思いますと思いますが、最後のご質問の、これは法によって保護者の代表を1人必ず委員の中に入れたいといけないというのが、4月1日から法で決まったわけでございます。したがって、今回1名の増員をしていくということでご提案をしたわけでございます。

もう1点は、保護者の代表を1名入れるということについては、十分関係の皆さんのご意見も聞きながら最終的には市長が提案することでございますので、その点は議員さんもお理解を賜っておと思います。それまでには、それぞれ関係の皆さんご意見も十分聞かせていただきたいと思いますと考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

○佐藤教育長

議長。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が今年の6月27日に国会を通過いたしまして、それに基づいて今年の7月1日から教育委員の数が6人以上とすることができるというように市の場合になったわけでございます。早くわかっているので、早く上程をして、この追加議案にしないで審議したらどうかということでございますが、その点については、市長との協議が教育委員会として遅れたということにつきましては、心からお詫びを申し上げ、本日の議会を開いていただかなければならなくなったことについて、まことに申しわけなく思っ

いるところでございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育次長、益田博志君。

○益田教育次長

ただいまのご質問の中で、県内の他の地域の状況というご質問がございましたので、そのお答えをさせていただきます。

政令指定都市であります広島市は、この地教行法の改正前には該当いたしません。既に6名となっております。今回の該当いたします市といたしましては、広島市を除く13市でございます。そのうち、6名の増員の上程を3月議会にされているのは、東広島市だけでございまして、他の市におきましては既に5名の委員の中に、保護者がおられるということもお聞きしております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番、明木一悦君。

○明木議員

今、市長から答弁をいただいたわけですが、保護者または関係者から意見を聞くということですが、今回の日程でいけば、委員会に付託され、この後すぐに文教厚生常任委員会が開かれそれについて協議が行われ、14日に提案をされるということですが、非常に時間のない中でどのように意見を聞かれていくのかということについてお伺いいたします。

また、今回のポイントとして、教育委員の保護者の選任の義務化という先日いただいた資料の中に、教育三法の改正について文部科学省が出しているものですが、この中に定義があります。今回の改正では現に子どもを教育している保護者の意向が教育行政に適切に反映されるよう教育委員へ保護者の選任を義務化した。ここでいう保護者は、親権を持つ未成年後見人を示すが、選任にあたっては、ここからが重要ですが、実際にその地域で教育を受けている子どもを持つ保護者を選任することが望まれると書いてあります。ということは、市教育委員会で管轄しているのは、小学校、中学校の保護者ではないかというように考えます。そのあたりをどのように考えられているのかお伺いいたします。

今回の条例提案でいきますと、4月28日に施行ということになっていますが、それであれば4月の市長改選後に新たな市長が任命されてもよいのではないかと考えますが、それであれば時間が十分にあって、協議がされるのではないかと考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

また、特にこれまでの考え方を総括しますと、以前から市長は各町に教育委員がいた方がいいのではないかと考えを示されていたように思います。しかし、合併した今、広く全市を見渡して、やっぱり保護者という観点から見れば、それだけの識見を広めるためにも全市

から探す必要があるのではないかというふうに思います。そのあたりをどのようにお考えか、お伺いいたします。

これが3回目なのでこれ以上質問ができないので、そのあたりで終わらせていただきたいと思います。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

まず市長、児玉更太郎君。

○児玉市長 現在の教育委員さんの2人の任期満了が近いということで、これも議員さんにもいろいろご意見を聞きながら今回の議会で提案をさせてもらうというような運びをさせていただいたわけでございます。あわせて、この現在の教育委員さんの2人の枠を選任同意しようと思うと、今のまま条例を改正せずにいきましたら、2人の枠の中の1人はPTA、父兄の代表から出してもらわなくてはいけないという状況もありますので、今回あわせて条例によって1名増員をして、現在の2名の教育委員については、2名の枠で選任同意を出させていただきたいというようなことで、あわせて条例改正を提案したということでございます。

それから、先ほど来ご意見のあります、ご父兄の団体の皆さんのご意見も十分聴取はさせていただきたいと考えております。しかし、最終的には市長が提案する案件でございますので、そのことはご理解を賜りたいと思います。

○松浦議長 ほかに質疑はありませんか。

[保護者の定義について答弁していないとの声あり]

○松浦議長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 10時24分 休憩

午前 10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長 ただいまのご質問の中で、選任に対しまして、実際に保護者の選任にあたりましては、この安芸高田市内の小中学校からの保護者が望まれるのではなかろうかというご質問の件でございますが、確かに安芸高田市の教育委員会でございますので、その点がこのパンフレットに示しておりますように、ここでいう保護者は親権を行うもの、未成年後見人のことを指しますが、選任にあたっては実際にその地域で教育を受けている子どもを持つ保護者を選任することが望まれますということでの注釈でございまして、必ずしも保護者については当該教育委員会の所管する学校で教育を受けている子どもの保護者でなくてはならないというものではございません。

また、保護者は民法上の保護者でございまして、民法の818条から820条に規定されている保護者でございます。



以上でございます。

○松浦議長

これで答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○松浦議長

質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第68号 平成19年度安芸高田市一般会計補正
予算(第5号)

○松浦議長

日程第3、議案第68号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君。

○児玉市長

それでは、議案第68号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)でございます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、予算の総額を203億9,236万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金1千万円を追加するものでございます。

歳出につきましては、土木費1千万円を追加するものでございます。

以上、よろしく審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

政策推進部長、田丸孝二君

○田丸政策推進部長

それでは一般会計補正予算(第5号)の要点について、ご説明をいたします。

このたびの追加補正は、除雪に関しまして補正をお願いするものでございます。今期は12月に2回、1月は6回降雪日があったけれども、2月に入りますと非常に降雪日が多くなりまして、12回を数えております。特に2月24日の降雪時におきましては、大変な大雪でございまして、その除雪費用も多額なものを要しました。したがって、現在除雪費用が不足になっているという状況でございます。きょうも雪が降るということで大変心配をいたしましたけれども、今後も降雪によりまして、市民生活に支障が来さないように除雪作業が必要なときには、直ちに出勤ができるように追加の補正をお願いするものでございます。

補正予算の6ページをお開きください。

18款の繰入金、3項の基金繰入金は、除雪経費の財源として、財

政調整基金繰入金を1千万円追加するものでございます。

7ページの歳出でございますが、8款の土木費、2項の道路橋梁費、2目の道路維持費は、除雪委託費を1千万円追加いたすものでございます。

よろしく願います。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第68号、平成19年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、3月14日午前10時に再開いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 10時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員

